閉止弁の設置

「閉止弁」を**令和６年３月３１日**までに設置する必要があります。

なお、閉止弁を設置する時期に応じて、閉止弁に求められる基準が異なることに注意してください。

（パターン１）

・既に閉止弁が設置されている場合/令和５年３月３１日までに設置する場合

　→「不活性ガス消火設備の閉止弁の基準」（令和４年消防庁告示第８号。以下「告示基準」という。）第８で規定される「表示」の基準のほか、次の事項に適合する閉止弁を設置する必要があります。（告示基準に適合する閉止弁を設置することもできます。）

・直接操作による操作部分に、操作方向又は開閉位置を表示する。

・見やすい箇所に、常時開放し点検時に閉止する旨を表示する。

・直接操作又は遠隔操作した場合に、確実に開閉する。

（パターン２）

・令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に設置する場合

→告示基準（次に掲げる基準を除く。）に適合する閉止弁を設置する必要があります。（告示基準に適合する閉止弁を設置することもできます。）

・開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。（告示基準第２、第４号）

・閉止の状態で閉止の旨の信号が発せられること。（告示基準第６、第２号）

・開放の状態で開放の旨の信号が発せられること。（告示基準第６、第３号）